

標題：総務省「情報流通プラットフォーム対処法第26条に関するガイドライン（案）」に関する意見募集（パブリックコメント）の取り組みについて
発信番号：自治労発2025第0021号
発信日付：2025年1月8日
宛先（団体）：
宛先：各県本部委員長様
送信者（団体）：全日本自治団体労働組合
送信者：中央執行委員長 石上 千博

連日のご奮闘に敬意を表します。

さて、総務省は12月19日、標記の「情報流通プラットフォーム対処法第26条に関するガイドライン（案）」（以下「ガイドライン案」という。）を公表し、意見募集（パブリックコメント）をおこなうことを発表しました。意見募集の締め切りは2025年1月23日必着となっています。ガイドライン案では「他人の権利を不当に侵害する情報の送信を防止する義務がある場合」として対象となる権利・利益に関して例示列举しています。

そのなかで、部落差別問題に関しては、項目「1-1-4. 私生活の平穏」において「社会通念上受忍すべき限度を超えた精神的苦痛が生じた場合には、私生活の平穏などの人格的利益の侵害が成立する」と強調しています。そのうえで、「関連裁判例一覧」で例示の一つとして昨年6月28日に出された東京高裁の判決文（12月4日付で上告が棄却。以下「確定判決」という。）の内容がわたって引用されています。

今回のガイドライン案では、確定判決で認められた「差別されない権利」を引用し、部落差別は「私生活の平穏」を脅かすものと規定しています。その観点から「識別情報の摘示」に留めることなく、様々な形態や賤称語（差別語）、差別的表現等も、削除の対象として包含することなど、パブリックコメントを通して問題提起していくことも重要です。

つきましては、インターネット上から部落差別を一刻も早くなくしていくために、意見募集の取り組みを積極的に推進していただきますようお願いいたします。

記

総務省「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律施行規則の一部を改正する省令案等に対する意見募集」の「情報流通プラットフォーム対処法第26条に関するガイドライン（案）」に対する意見募集（パブリックコメント）
締切：2025年1月23日（木）

1. 内容：案件番号145210413

「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律施行規則の一部を改正する省令案等に対する意見募集」

<https://public-comment.e-gov.go.jp/pcm/detail?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=145210413&Mode=0>

2. 実施期間：2025年1月23日まで（受付締切日時と同じ）

3. パブリックコメント例

パブリックコメント例を添付します。

4. その他

お問い合わせ：自治労本部政治政策局 小林、橋本まで
電話：03-3263-0274

添付ファイル：
意見公募要領.pdf
パブコメ例.docx